裁 判 所法 の 部 を改正する法 律案 $\overline{}$ 閣 法 第七号)(衆議 院送付)

本 · 法 律 案 は、 新 た な 法 曹 養 成 制 度 の 整 備 の 環として、 司 法 修 習生 に 対 U 給与を支給する制 度 に代えて、

司 法 修 習 生 が そ の 修 習に 専 念することを確 保 す る た め の 資 金 を 玉 が貸 与 す る制 度 を導 入しようとするも ので

あり、その主な内容は次のとおりである。

最 高 裁 判 所 は、 司 法 修 習 生 の 修 習 の た め 最 高 裁 判 所 が 定 め る 期 間、 司 法 修習生に 対 Ų そ の

無利息で、修習資金を貸与する。

修 習 資 金 の 額 及 び 返 還 の 期 限 は 最 高 裁 判 所 の 定 め るところに ょ

 \equiv 最 高 裁 判 所 は 修 習 資 金 の貸 与 を受け た 者が災 害、 傷 病 そ の 他 や む を 得 な しし 理 由に より 修習 資金を返 還

す ることができなくなったときは、 そ の 返 還 の 期 限 を 猶予することができる。

匹 最 高 裁 判 所 は 修 習 資 金の貸与を受け た者が死亡又は精 神若しくは 身体 の 障 害 に より修習資 金を返 還 す

五 ることができなくなったときは、 以上のほか、 修習資 金の貸与及び返還 その修習資 に . 関 し 金 必要な事 の 全部 又は 項 Ŕ 部 を免 最 高 裁 除 判 することができる。 所 が定める。

申請

に

より、

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。六 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

- 2 -